議案第２６号

川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則（案）

川崎市教育文化会館使用規則（昭和４２年川崎市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第８条関係）

教育文化会館設備使用料一覧

大会議室

品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 1,840	1	１式	テープレコーダー、レコードプレーヤー、マイクロホン
照明設備	1,230	1	１式	
ピアノ	3,690	1	１台	セミコンサート（調律別）
レクチュアーテーブル	610	1	１式	会議室にも適用

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

制　定　理　由

教育文化会館の設備使用料を改定するため、この規則を制定するものである。

川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後

○川崎市教育文化会館使用規則

昭和42年３月31日教委規則第３号

別表（第８条関係）

教育文化会館設備使用料一覧

大会議室

品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 1,840	1	１式	テープレコーダー、レコードプレーヤー、マイクロホン
照明設備	1,230	1	１式	
ピアノ	3,690	1	１台	セミコンサート（調律別）
レクチュアーテーブル	610	1	１式	会議室にも適用

備考

１　本表においては午前、午後及び夜間をそれぞれ１回として扱う。

２　使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間１時間（30分未満は切り捨て、30分以上は１時間とする。）につき、規定使用料の２割相当額を増徴する。この場合において、１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

改正前

○川崎市教育文化会館使用規則

昭和42年３月31日教委規則第３号

別表（第８条関係）

教育文化会館設備使用料一覧

１　大会議室

品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 1,680	1	１式	テープレコーダー、レコードプレーヤー、マイクロホン
照明設備	1,120	1	１式	
映写機	890	1	１式	16ミリ
ピアノ	3,360	1	台	セミコンサート（調律別）
レクチュアーテーブル	560	1	式	会議室にも適用

２　１以外の設備

品名	金額	回数	単位
拡声装置（テープレコーダー付き）	1,120円	1	１台
ビデオプロジェクター	1,120円	1	１台

備考

１　本表においては午前、午後及び夜間をそれぞれ１回として扱う。

２　使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間１時間（30分未満は切り捨て、30分以上は１時間とする。）につき、規定使用料の２割相当額を増徴する。この場合において、１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。